

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年10月30日

世田谷区

1. 概要

(1) 件名 区のおしらせ「せたがや」編集業務等委託（単価契約）

(2) 区のおしらせ「せたがや」概要

世田谷区の広報紙として、タブロイド判の紙媒体を以下のとおり発行。併せて区のホームページにも掲載している。

○定期号 全区版（1日・15日号）では、区の施策や計画、制度等の政策情報を分かりやすく説明し、各種サービス等の行政情報を提供している。地域版（25日号）では、5地域（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）の催し物等の地域に密着した情報を紹介している。

※発行回数 月3回、年間35回（1月15日を除く）

○特集号 条例素案や計画について、区民から幅広く意見や要望をいただき施策に反映させる仕組み（パブリックコメント制度）への区民参加を促したり、特に重要な情報を広く提供するため、定期号とは別に、随時発行している。

※発行部数は、1号あたり179,300部（予定）。

2. 区のおしらせ「せたがや」の現状と今後の方向性

現在の区のおしらせ「せたがや」は、情報量が多いものの、紙面にゆとりのないページ構成となっている。そのため、今後は、区政情報を区民等にわかりやすく提供していくために、情報を詰め込みすぎず、区民目線に立った「伝わる」広報に転換していく。

<方向性>

- ・情報量を減らし、ゆとりのある紙面とする。
- ・手に取ってもらえる1面とし、中面への誘導をはかる。
- ・特集記事の拡充などで読み物としての魅力も備えた紙面とする。
- ・写真やイラストを効果的に掲載する。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した紙面とする。

3. 業務内容

区のおしらせ「せたがや」に関する以下の業務

- ・上記2の<方向性>を踏まえた、ページ構成・記事を配置した広報紙の編集
- ・編集業務（編集会議、展開案紙面作成、リライト校・初校・再校・念校各紙面作成、入稿紙面作成等、校正、図画の作成・調達等、写真撮影等、取材 など）
- ・区民のひろば欄編集業務（市民活動団体による催し物・会員募集等の投稿欄の編集。掲載申込書のチェック、紙面の作成・校正、掲載申込団体への確認など）

・ウェブ用ファイルの作成

※詳細は、別途「参考仕様書」により示す。なお、参考仕様書はこの案件の公告時点での予定の仕様であり、選定後の仕様調整等により変更となる場合がある。

4. 履行期間

令和7年2月1日から令和10年8月31日（3年7か月）

- ・令和6年度の契約：令和7年2月1日から令和7年3月31日まで
※紙面等の改定作業を行う。
- ・令和7年度の契約：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※令和7年7月1日号から編集を行う。
- ・令和8年度の契約：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・令和9年度の契約：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- ・令和10年度の契約：令和10年4月1日から令和10年8月31日まで
※令和10年8月31日までに発行する号まで編集を行う。

※契約は単年度ごとに締結するものとし、当該契約の事業に係る区の予算配当があること、令和7年度以降の契約は、前年度の履行状況が良好であること及び受託事業者が法令に反する事項など継続して業務を受託し難い状況がないことを契約締結の条件とする。

5. 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、世田谷区の競争入札参加資格者名簿において、営業種目「印刷」の取扱品目「印刷物の企画・編集」または「DTP・デザイン」で登録があり、A・B・Cのいずれかに等級格付がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けてないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 区のおしらせ「せたがや」編集業務等受託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

6. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区政策経営部広報広聴課（世田谷区役所東棟4階403番窓口）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

TEL：03-5432-2009 FAX：03-5432-3001

(2) 提案要求説明書の交付期間、交付方法

- ・交付期間 令和6年10月30日（水）から11月14日（木）午後5時まで
- ・交付方法 区のホームページから閲覧及びダウンロードとする

(3) 参加表明書の提出期限、提出方法

- ・提出期限 令和6年11月14日（木）午後5時

- ・提出方法 「(1) 担当部課」に持参
- (4) 提案要求説明書に関する質問の提出期間、提出方法
 - ・提出期間 令和6年11月19日(火)から11月26日(火)午後5時まで
 - ・提出方法 「(1) 担当部課」に電子メール
- (5) 提案書の提出期間、提出方法
 - ・提出期間 令和6年11月29日(金)から12月18日(水)正午まで
 - ・提出方法 「(1) 担当部課」に持参

7. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8. 最も優れた提案書を特定するための評価基準

(1) 編集体制

- ①業務全体を円滑かつ確実に遂行する体制
- ②紙面の作成・校正を円滑かつ確実に遂行する体制（予定担当者の実績、校正に関する技能及び経験等）
- ③企画概要・編集コンセプトの本業務の目的への適合性
- ④図画の作成・調達、写真撮影、取材について、円滑かつ確実に遂行する体制
- ⑤区民のひろば欄の編集を円滑かつ確実に遂行する体制
- ⑥ウェブ用ファイルの作成を円滑かつ確実に遂行する体制
- ⑦突発的事態等に対する対応の迅速性・柔軟性
- ⑧個人情報等を確実に管理する体制
- ⑨品質確保の方策（誤記載の防止策など）の具体性・実効性

(2) デザイン・編集等技術力

- ①紙面デザイン案の読みやすさ、見やすさ（ユニバーサルデザインへの対応、ページの構成や記事の配置の工夫、図画の的確な使用、記事の内容に応じた意匠の工夫など）
- ②正確な校正のための工夫
- ③表現等が不当な差別を助長することがないようにするための知見
- ④ウェブアクセシビリティに関する知見

(3) 独自性のある提案の有無及びその実現可能性

(4) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

※一次審査により選定した事業者のみ適用

(5) 見積金額の妥当性

9. その他

- (1) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) 提案書の提出後に「5. 参加資格要件」に該当しないこととなった者は、提案書審査および契約交渉の対象としない。
- (4) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え・再提出は認めない。ただし、担当

者等について病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。

- (5) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 「6. 手続き等(1) 担当部課」に同じ
- (11) 区は、この公募に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (12) 区のおしらせ「せたがや」編集業務等受託事業者選定委員会委員の構成は、次のとおり。

委員長 政策経営部長 有馬 秀人

委員 北沢総合支所地域振興課長 生垣 明

政策経営部広報広聴課長 中西 明子

都市整備政策部都市デザイン課長 青木 徹

広報紙編集アドバイザー(世田谷区外部副業人材) 西川 朋子